

5 第一八・〇六項の規定の適用上、「カカオ含有量」とは、カカオ豆由来の成分（チョコレートリカーやココア粉（固形物）及びカカオ脂）から成るものとし、カカオ含有量割合とは、商品の重量に占めるカカオ豆由来の成分の割合をいう。

6 第一八・〇六項の規定の適用上、「菓子」とは、小売用にした商品であつて更なる調製なく食することを主に目的とするものをいう。

第三款 品目別原産地規則

前款1(a)から(p)までに分類される商品の各品目別原産地規則は、次の表に別段の定めがある場合を除き、CCとする。同表一欄に示す品目に該当する原産品については、同表二欄に定めるそれぞれの品目別原産地規則を適用する。

統一システムに基づく分類	一欄	二欄
○四・〇一・〇四・〇四 十パーセントを超えるもの）からの変更を除く。）	CC（第一九〇一・九〇号の酪農調製品（乳固形分の含有量が乾燥状態において全重量の	品目別原産地規則

○四・○五	CC (第一九〇一・九〇号の酪農調製品 (乳固体分の含有量が乾燥状態において全重量の十パーセントを超えるもの) 又は第二一〇六・九〇号の酪農調製品 (乳固体分の含有量が乾燥状態において全重量の十パーセントを超えるもの) からの変更を除く。)
○四・○六	CC (第一九〇一・九〇号の酪農調製品 (乳固体分の含有量が乾燥状態において全重量の十パーセントを超えるもの) からの変更を除く。)
○八〇一・三三一	CTS H
○九〇一・二一一〇九〇一・二三一	CTS H
○九〇一・三〇	CTS H
○九〇四・二二	CC (第〇七〇九・六〇号の材料からの変更を除く。) (どうがらしに限る。) CC (その他の產品)
○九〇四・二二	CC (第〇七〇九・六〇号の材料からの変更を除く。) (どうがらしに限る。) CTS H (その他の產品)
○九〇五・二〇	CTS H
○九〇六・二〇	CTS H
○九〇七・二〇	CTS H
○九〇八・二二	CTS H

一一・〇五	○九一〇・九九	C T S H 又は 破碎し若しくは粉碎してない产品を破碎し若しくは粉碎すること（第〇九一〇・二一〇号から第〇九一〇・三〇号までの各号の产品への関税分類の変更を必要としない。）。	C C 又は 破碎し若しくは粉碎してない产品を破碎し若しくは粉碎すること（第〇九一〇・二一〇号から第〇九一〇・三〇号までの各号の产品への関税分類の変更を必要としない。）。	C T S H	C T S H	C T S H	C T S H	C T S H
一一〇二・一〇	一一〇三・二〇	C C（第一〇・〇六項の材料からの変更を除く。）	C C（第一〇・〇六項の材料からの変更を除く。）	C T S H	C T S H	C T S H	C T S H	C T S H
一一・〇五		C C（第一〇・〇一項の材料からの変更を除く。）						

一一〇七・一〇		CC（第一〇・〇三項の材料からの変更を除く。）		
一一〇七・一〇		CC（第一〇・〇三項の材料からの変更を除く。）		
一一〇八・一二		CC。ただし、產品がアメリカ合衆国において收穫されるとうもろこしからアメリカ合衆国において生産されることを条件とする。		
一一〇八・一三		CC。ただし、產品がアメリカ合衆国において收穫されるばれいしょからアメリカ合衆国において生産されることを条件とする。		
一一〇八・一四		CC（第二〇七一四・一〇号の材料からの変更を除く。）		
一二〇八・九〇		CC（サフラワーの種の粉及びミールに限る。）		
一五・一八一・五・三三	CTH	CTH（その他の產品）		
一六〇一一・三三一		CC（第二類の材料からの変更を除く。）		
一六〇二・四一一・六〇二・四九		CC（第二類の材料からの変更を除く。）		
一六〇二・五〇		CC。ただし、第二類の非原產材料が使用される場合には、當該非原產材料のそれぞれが二千十八年三月八日にサンティアゴで作成された環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の締約国である第三国において完全に生産されるものであることを条件とする。		

一七〇一・一三一・七〇一・九九	CC (第一二一二・九三号の材料からの変更を除く。)
一七〇一・三〇一・七〇二・六〇	CC (第一二一二・九三号の材料からの変更を除く。)
一七・〇四	CTH
一八・〇三一・一八・〇五	CTH
一八〇六・一〇	CTH (第一七・〇一項の材料からの変更を除く。) (砂糖の含有量が乾燥状態において全重量の九十パーセント以上である加糖ココア粉に限る。) CTH。ただし、第一七・〇一項の非原産材料の重量が產品の重量の五十パーセントを超えないことを条件とする。(その他の產品)
一八〇六・二〇	CTH
一八〇六・三一一・一八〇六・九〇	CC (カカオ含有量割合が產品の重量の七十パーセントを超える菓子に限る。) CTS H (その他の產品)
一九〇一・一〇	CC (第〇四・〇一項から第〇四・〇六項までの各項の材料からの変更を除く。) (乳固体分の含有量が乾燥状態において全重量の十パーセントを超える產品に限る。) CC (その他の產品)
一九〇一・一〇	CC (第〇四・〇一項から第〇四・〇六項までの各項の材料からの変更を除く。) (バター脂の含有量が乾燥状態において全重量の一十五パーセントを超える產品であつて小売用でないものに限る。) CC。ただし、非原産材料である第一一〇二・九〇号の米粉の価額が產品の価額の三十パーセントを超えないことを条件とする。(米粉の含有量が乾燥状態において全重量の三十

一〇〇三・一〇	二〇〇一・九〇	一九・〇五	一九〇一・九〇	一九〇一・九〇
CC (第〇七〇九・五一号、第〇七一〇・八〇号又は第〇七一一・五一号の材料からの変更を除く。)	CC (第〇七〇三・一〇号、第〇七〇九・六〇号、第〇七〇九・九一号、第〇七〇九・九二号及び第〇七一一・二〇号の非原産材料並びに非原産材料である第〇七一一・九〇号のアーティチョーク、たまねぎ若しくはピーマンからの変更を除く。) (野菜の調製品(二以上の野菜から得たものを除く。)に限る。)	CTH	CC (第〇四・〇一項から第〇四・〇六項までの各項の材料からの変更を除く。) (乳固体の含有量が乾燥状態において全重量の十パーセントを超える產品に限る。)	パーセントを超える產品に限る。) CC (その他の產品)

一一〇〇四・一〇						
一一〇〇四・九〇						
一一〇〇五・一〇						
一一〇〇五・四〇						
一一〇〇五・五一						
一一〇〇五・六〇						
一一〇〇五・七〇						
一一〇〇五・九九						
一一〇〇四・一〇 号の材料からの変更を除く。)	CC (第〇七・〇一項、第〇七一〇・一〇号、第〇七一一・九〇号又は第〇七一二・九〇号の材料からの変更を除く。)	CC (第〇七〇三・一〇号、第〇七〇九・六〇号、第〇七一三・一〇号又は第〇七一三・三二号から第〇七一三・四〇号までの各号の材料からの変更を除く。) (野菜の調製品 (二以上)の野菜から得たものを除く。) に限る。)	CC (第〇七〇三・一〇号、第〇七〇九・六〇号、第〇七一三・一〇号及び第〇七一三・三二号から第〇七一三・四〇号までの各号の非原産材料の価額が產品の価額の四十ペーセントを超えないことを条件とする。 (その他の產品)	CC (第〇七・〇一項、第〇七一〇・一〇号、第〇七一一・九〇号、第〇七一二・九〇号又は第一一・〇五項の材料からの変更を除く。)	CC (第〇七一三・一〇号の材料からの変更を除く。)	CC (第〇七一三・一〇号の材料からの変更を除く。)
一一〇〇四・九〇 CC (第〇七・〇一項、第〇七〇九・五一号若しくは第〇七〇九・六〇号の材料又は第〇七一〇項から第〇七・一二項までの各項のばれいしょ若しくはきのこ (はらたけ属のも	CC (第〇七〇九・九一〇号から第〇七〇九・九九号までの各号又は第〇七一一・一〇号の材料からの変更を除く。)	CC (第〇七〇九・二〇号の材料又は第〇七一〇・八〇号のアスパラガスからの変更を除く。)	CC (第〇七一三・三二号から第〇七一三・三九号までの各号の材料からの変更を除く。)	CC (第〇七一〇・一〇号のアスパラガスからの変更を除く。)	CC (第〇七一〇・一〇号のアスパラガスからの変更を除く。)	CC (第〇七・〇一項、第〇七〇九・五一号若しくは第〇七〇九・六〇号の材料又は第〇七一〇項から第〇七・一二項までの各項のばれいしょ若しくはきのこ (はらたけ属のも

			二〇〇七・九九	(一) からの変更を除く。) (野菜の調製品 (二以上の野菜から得たものを除く。) に限る。) CC。ただし、第〇七・〇一項、第〇七〇九・五一号及び第〇七〇九・六〇号の非原産材料並びに非原産材料である第〇七・一〇項から第〇七・一二項までの各項のばれいしょ及びきのこ(はらたけ属のもの)の価額が產品の価額の四十パーセントを超えないことを条件とする。(その他の產品)
二〇〇八・一九	二〇〇八・一一	CC (第一二・〇二項の材料からの変更を除く。)		CTH (第〇八〇四・五〇号のマンゴー若しくはグアバ、第〇八〇九・三〇号の桃、第〇八一〇・一〇号、第〇八一一・一〇号、第二〇・〇六項、第二〇・〇八項若しくは第一〇〇九・四一号から第二〇〇九・四九号までの各号の材料又は第二〇〇九・八九号のマンゴージュース若しくはグアバジュースからの変更を除く。)。ただし、第〇八〇四・三〇号の非原産材料の価額が產品の価額の五十パーセントを超えないことを条件とする。(果実の調製品(二以上の果実から得たものを除く。)に限る。) CTH。ただし、第〇八〇四・三〇号の非原産材料、非原産材料である第〇八〇四・五〇号のマンゴー及びグアバ、非原産材料である第〇八〇九・三〇号の桃、第〇八一〇・一〇号、第〇八一一・一〇号、第二〇・〇六項 第二〇・〇八項及び第二〇〇九・四一号から第二〇〇九・四九号までの各号の非原産材料並びに非原産材料である第二〇〇九・八九号のマンゴージュース又はグアバジュースの価額が產品の価額の四十パーセントを超えないことを条件とする。(その他の產品)
		CC (第一二・〇二項の材料からの変更を除く。)		CC (第〇八・〇二項又は第一二・〇二項の材料からの変更を除く。) (單に煎つただけのナット又は落花生(乾いたもの又は油漬けしたものであって、塩を加えたかどうかを問わない。)に限る。) CC (第〇八・〇二項又は第一二・〇二項の材料からの変更を除く。) (單に煎つただけのナット又は落花生(乾いたもの又は油漬けしたものであって、塩を加えたかどうかを問わ

				ない。) の含有量が乾燥状態において全重量の五十パーセント以上である混合物に限る。) CC (その他の产品)
二〇〇八・二〇			CC (第〇八〇四・三〇号又は第〇八一一・九〇号の材料からの変更を除く。)	
二〇〇八・四〇		CC (第〇八〇八・三〇号、第〇八〇八・四〇号又は第〇八一一・九〇号の材料からの変更を除く。)		
二〇〇八・五〇	CC (第〇八〇九・一〇号又は第〇八一一・九〇号の材料からの変更を除く。)			
二〇〇八・七〇	CC (第〇八〇九・三〇号の桃又は第〇八一一・九〇号の桃からの変更を除く。)			
二〇〇八・八〇	CC (第〇八一一・一〇号又は第〇八一一・一〇号の材料からの変更を除く。)			
二〇〇八・九七	CC (第〇八〇四・五〇号のマンゴー若しくはグアバ、第〇八・〇五項、第〇八〇八・三〇号若しくは第〇八〇九・一〇号の材料、第〇八〇九・三〇号の桃又は第〇八一一・九〇号の冷凍のあんず、梨若しくは桃からの変更を除く。)。ただし、第〇八〇四・三〇号の非原産材料の価額が產品の価額の五十パーセントを超えないことを条件とする。(液体又はゼラチンに入った混合物に限る。) CC (その他の产品)			
二〇〇八・九九	CC (第〇八〇四・五〇号のマンゴー又はグアバからの変更を除く。)			
二〇〇九・一一二〇〇九・三九	CC (第〇八・〇五項の材料からの変更を除く。)			
二〇〇九・四一一一〇〇九・四九	CC (第〇八〇四・三〇号の材料からの変更を除く。)			

					二〇〇九・八九
					二一〇九・九〇
					二一〇一・三〇
					二一〇三・一〇
					二一〇三・二〇
					二一〇三・三〇
					二一〇三・九〇
					二一・〇四
					二一・〇五
					二一〇六・一〇
C T S H	C T H （第二〇〇二・九〇号の材料からの変更を除く。） C T S H （その他の产品）	C T H （第一〇〇二・九〇号の材料からの変更を除く。） C T S H （麦茶に限る。）	C T H （第一〇〇二・九〇号の材料からの変更を除く。） C T S H （ケチャップに限る。）	C T H （第一〇〇二・九〇号の材料からの変更を除く。） C T S H	○八一〇・九〇号のパッショングルーツからの変更を除く。 非原産材料の価額が產品の価額の五十五パーセントを超えること（関税分類の変更を必要としない。）。

一一〇一・九一一一一〇一一・九九	<p>CC (第二〇類の材料からの変更を除く。) (果実又は野菜のジュース (二以上の果実又は野菜から得たものを除く。) に限る。)</p> <p>CC (第二〇類の材料からの変更を除く。) (ゼラチンに入った果実であつて、当該果実の含有量が全重量の二十パーセントを超えるものに限る。)</p> <p>CC (第一七類の材料からの変更を除く。) (糖水に限る。)</p> <p>CC。ただし、非原産材料である第一一二〇二・九〇号の米粉の価額が产品の価額の三十パーセントを超えないことを条件とする。(米粉の含有量が乾燥状態において全重量の三十分の一を超える調製品に限る。)</p> <p>CC (第一一二・九九号の材料からの変更を除く。) (こんにゃく調製品に限る。)</p> <p>CTS H (その他の产品)</p> <p>注 二以上の品目別原産地規則が適用可能な場合には、产品は、それぞれの適用可能な品目別原産地規則の要件を満たさなければならない。</p>
一一〇八・〇五項若しくは第二〇・〇九項の材料又は第二二〇二・九〇号の果実若しくは野菜のジュースからの変更を除く。) (果実又は野菜のジュース (二以上の果実又は野菜から得たものを除く。) に限る。)	<p>CC (第一〇四・〇一項から第〇四・〇六項までの各項の材料又は第一九〇一・九〇号の酪農調製品 (乳固体分の含有量が乾燥状態において全重量の十パーセントを超えるもの) から変更を除く。) (ミルクを含有する飲料に限る。)</p> <p>CC (第一〇八・〇五項若しくは第二〇・〇九項の材料又は第二一〇六・九〇号の果実若しくは野菜のジュースからの変更を除く。) (果実又は野菜のジュース (二以上の果実又は野菜から得たものを除く。) に限る。)</p> <p>CC (その他の产品)</p> <p>注 二以上の品目別原産地規則が適用可能な場合には、产品は、それぞれの適用可能な品目別原産地規則の要件を満たさなければならない。</p>

三五〇一・一〇一三五〇二・九〇	C T S H	C T H	C T H	C T H	C T H	三二〇六〇〇・一〇〇
三五〇一・一一三五〇一・一九	C T H	C T S H	C T S H	C T S H	C T H	三三〇九・九〇
三五〇一・一二一三三〇一・九〇	C T H	C T S H	C T S H	C T S H	C T H	三三〇九・一〇
二九〇五・四三一一九〇五・四五	C T H	C T S H	C T S H	C T S H	C T H	三三〇九・九〇
注 二以上の品目別原産地規則が適用可能な場合には、产品は、それぞれの適用可能な品目別原産地規則の要件を満たさなければならない。	C T H (第〇四・〇一項から第〇四・〇六項までの各項の材料又は第一九〇一・九〇号の酪農調製品(乳固体分の含有量が乾燥状態において全重量の十パーセントを超えるもの)からの変更を除く。) (飼料用に供する種類の調製品であつて、乳固体分の含有量が乾燥状態において全重量の十パーセントを超えるものに限る。) C T H。ただし、第一〇・〇六項の非原産材料の価額が产品の価額の三十パーセントを超えないことを条件とする。(ペットフード以外の調製品であつて、米の含有量が乾燥状態において全重量の三十パーセントを超えるものに限る。) C T H (その他の产品)					

三五〇四	三五〇五	三五〇五	三五〇五
三五〇九	一〇一三五〇五	二〇	
三八二三	一一一三八二三	七〇	
C T S H	C T H	C T H	C T H

（附属書Ⅱは、英語により作成され、この協定の不可分の一部を成す。）